

子ども・子育て会議	
資料 No. 1-2	H26, 10, 31

利用者負担（幼稚園）について

●公立幼稚園

平成27年度幼稚園使用料 7,000円／月

【考え方】

新制度のもとでは応能負担が原則とされていますが、平成27年度は現行どおりとし、平成28年度以降の改正に向けて見直しを行っていく予定

●新制度へ移行する私立幼稚園

階層区分	利用者負担額
① 生活保護世帯	0円
② 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
③ 市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④ 市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤ 市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※ただし、給付単価を限度とする。

※幼稚園年少から小学校3年（3～8歳）の範囲において、最年長の子どもから順に2番目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※なお、現在市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

【考え方】

新制度へ移行する私立幼稚園の利用者負担については、市が基準額を設定します。

全国平均値から幼稚園就園奨励費補助金を差し引いて設定された国基準（現時点での設定額）を用いるものです。

新制度に移行しない私立幼稚園については、これまでどおり園がそれぞれ使用料を設定します。